

柴田次郎所蔵BC級戦犯裁判資料について

日大生産工 ○高澤 弘明

1 はじめに

本報告で取り上げる『柴田次郎BC級戦犯裁判資料』（以下、柴田資料と称す）は、故柴田次郎弁護士（1911－2005）が遺されたBC級戦犯横浜法廷（以下、横浜法廷と称す）の弁護資料のことをいい、実際に柴田弁護士が法廷で使用していたものである。今回、柴田弁護士の御令息にあたる柴田耕一日本大学元教授の御厚意により、本報告者がその遺品調査から確認したもので、内容的には被告人が作成した陳述書など、国立公文書や国立国会図書館などにはない資料が含まれていた。そこで本報告は、この柴田資料の概要と、その資料的価値について報告することを目的とする。

2 柴田弁護士の経歴

この横浜法廷の資料を保管されていた柴田弁護士は、1911年に東京で生まれ、大学在学中に当時の司法試験に合格して裁判官となり、主に刑事事件を担当していた。横浜地方裁判所の判事時代に第二次世界大戦の終結を迎えて、占領軍が進駐してきた際には判事としての職務の傍ら、占領軍との折衝役も務めていた。1947年5月に柴田弁護士は裁判官を辞職して横浜に事務所を開設し、本報告で取り上げる横浜裁判の弁護活動を初めに、民事・刑事裁判のあらゆる事件に携わっている。特に柴田弁護士は事務所を国際港である横浜に置いていたためか、国際商取引や国際離婚に関する事件得意分野としていたようである。また柴田弁護士は法廷外でも多くの業績を残しており、1970年には横浜弁護士会の会長を務め、さらには内閣法制審議会の委員を初めとする各種の審議会委員を歴任し、2005年に94年の生涯を閉じている。

3 柴田弁護士とBC級横浜裁判

柴田弁護士が弁護活動をした第二次世界大戦時の戦争犯罪には、A級、B級、C級の3つ

のクラスがある。A級戦犯は「平和に対する罪」として、侵略戦争に加担した場合がこれにあたる。日本でのA級戦犯を裁いた法廷には、東京・市ヶ谷で行われた極東国際軍事裁判（東京裁判）が知られており、東条英機元首相など満州事変から太平洋戦争期にかけての指導者たちが裁かれている。一方、B級戦犯とは「通例の戦争犯罪」が、C級戦犯は「人道に対する罪」を指し、具体的なケースとしてはB級戦犯の場合、捕虜の虐待や殺害、あるいは占領域内の一般市民への犯罪行為などが、C級戦犯の「人道に対する罪」については、一般市民への非人道的な行為があげられる。このうちC級戦犯は、いわゆるナチスによるユダヤ人虐殺行為を裁くために設けられたもので、横浜法廷でC級戦犯の有罪判決が下された事例はないとしている。

柴田弁護士が担当した事件は、日本に進駐してきたアメリカ第八軍が審理するB級戦犯に関するもので、法務省の調査によれば、柴田弁護士は4件のB級戦犯事件の弁護活動を行ったとされている。今回、本報告者によって確認された柴田資料は、1943年8月に発生した福岡県折尾俘虜収容所でのオーストリア兵刺殺事件に関するものであった。この折尾事件とは、収容所から脱走したオーストリア兵を処刑（刺殺）したことに対する戦犯事件で、1947年9月10日にアメリカ第八軍の下に設置された軍事委員会（Military Commissions）、つまり横浜法廷は、事件関係者である福岡俘虜収容所所長S大佐、同折尾分所所長S中尉、そして捕虜に直接危害を加えたI曹長、H軍曹の4名に対して絞首刑判決を下し、後にI曹長のみが終身刑に減刑されたものの、残る3名は1948年7月3日に刑が執行されている。

この折尾事件の特徴、または審理における争点は以下の通りである。①まず、この事件は太平洋戦争開戦以降で、日本国内で生じた最初の捕虜脱走事件であった。②そして、捕

Jiro SHIBATA's Historical Materials of the Yokohama Class B and Class C War Crimes Trials

Hiroaki TAKAZAWA

虜殺害の実行犯の特定が非常に難しい事件で、横浜法廷で認定された事実の概要によると、S中尉の銃殺命令によりますH軍曹が捕虜を柔道の絞め技で気絶させた上で、これにI曹長が射撃をし、一旦は捕虜の絶命が確認されたものの、数分後に捕虜が息を吹き返して歩き出てしまい、H軍曹が軍刀で刺殺したとされている。そのため法廷では射撃を行ったI曹長も、実行犯になるのかが争われている。③さらにこの軍刀による突刺行為が、残虐な行為にあたるのかも争われており、これについてH軍曹は、苦しむ捕虜を安樂死させるために軍刀で突刺したとし、その残虐性を否定している。④また、この事件では被告人らが取調時と法廷での尋問の際に虚偽の陳述・証言を行い、法廷での心証を悪化させている。その虚偽内容とは、捕虜を処刑した理由について、捕虜が再脱走を図り、かつ抵抗したためのやむを得ない処刑であったとし、I曹長などは戦犯容疑で逮捕された際に、この虚偽内容に基づいて陳述書を作成しており、柴田資料にはその文書が遺されている（図1）。またS中尉は、法廷証言でI曹長とH軍曹が自発的に捕虜を処刑したと述べ、部下に責任を押し付けるような言動をとって審理を混乱させたりしている。

4 柴田資料の概要とその評価

このような折尾事件を柴田弁護士は東京弁護士会の浅田昇弁護士と担当したが、今回の柴田弁護士の遺品調査から確認された弁護資料は、①I曹長の陳述書（2点）、②S中尉、I曹長、H軍曹に対する聞き取りメモ（30頁分）、③I曹長に対する元捕虜らの証言（35

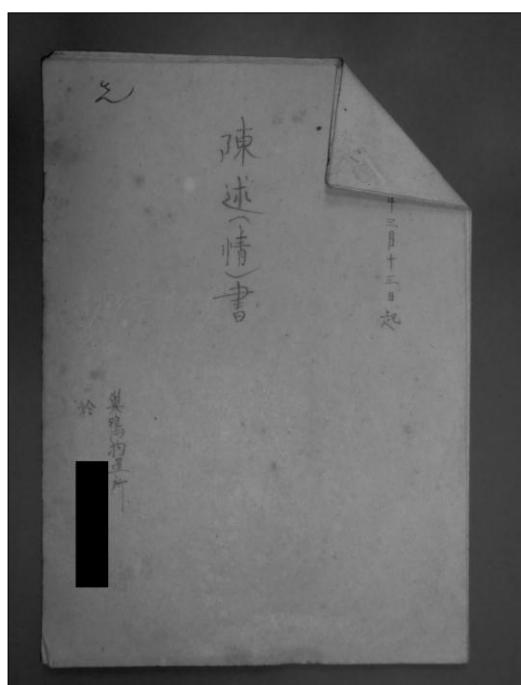


図1 I曹長が作成した陳述書

名分）、④横浜法廷関連法規集（2冊）である。柴田資料の特徴としては、残念なことに折尾事件に関する弁護活動の全容を把握できるようなものでなく、加えてその多くがI曹長に関する資料という点で、内容的な偏りもある。柴田弁護士がこのようにI曹長の資料を手許に残した意図はわからないが、①と②の資料は断片的ながらも折尾事件の関係者の肉声を記録したものであり、特にBC級戦犯の被告人の陳述書の類は、管見の限りではあまり見たことがなく、②の資料と合わせて戦犯裁判の一端を窺い知ることのできる歴史的資料といえる。次に③の資料の内容は、捕虜らによるI曹長の残虐行為が記された文書で、いわゆる告発文書である。柴田資料の文書は弁護人用として配布されたコピー資料で、オリジナルはアメリカの公文書館に保存されているようである。この③の資料的価値としては、捕虜らの証言がどこまで判決内容に反映されているのかを検証する上で、重要な検証資料になることである。と、いうのも戦犯裁判では、この種の捕虜の証言書が証拠としてよく採用されていたが、弁護側ではその証拠能力に疑いの目を向けていた（たとえば捕虜らが加害者の日本人の名前を正確に覚えていないなど）。そのため折尾事件の法廷では、これらの捕虜の証言をどの程度採用したかについて興味を覚えるところであり、これについては③の資料を、法廷で認定された事実内容と比較することで明らかにできる。その意味でも③の資料は、歴史的資料という側面の他に、検証材料としても価値の高いものといえよう。

5まとめ

以上のように前項で柴田資料の概要とその資料的意義を紹介したが、まず喫緊の課題として、この柴田資料の劣化が著しいために、補修をすぐに行う必要がある。そして、なによりも最重要の課題は、本資料が折尾事件の唯一の生存者となったI曹長の不利益となる内容を含んでいるため、関係者のプライバシーに最大限の注意を払いながら、柴田資料の調査を進めてゆかなければならぬことである。この問題を念頭に置きながら、前項で指摘した柴田資料のポイントについて、調査研究を行ってゆく予定である。

《参考図書》

- 1) 内海愛子『日本軍の捕虜政策』（青木書店・2005年）
- 2) 林博史『BC級戦犯裁判』岩波新書（岩波書店・2009年）
- 3) 林えいだい『銃殺命令』（朝日新聞社・1986年）
- 4) 横浜弁護士会『法廷の星条旗』（日本評論社・2004年）